

令和6年

第1回志賀町議会定例会

会 議 録

志賀町議会

令和6年第1回志賀町議会定例会会議録

令和6年3月12日、第1回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時02分 開会)

(出席議員12名)

1番	小 林 克 嘉
2番	梢 正 美
3番	表 谷 茂 浩
4番	中 谷 松 助
5番	福 田 晃 悦
6番	南 正 紀
7番	寺 井 強
8番	堂 下 健 一
9番	越 後 敏 明
10番	富 澤 軒 康
11番	櫻 井 俊 一
12番	林 一 夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町 長	稲 岡 健太郎
副 町 長	庄 田 義 則
教 育 長	間 嶋 正 剛
総務課長兼デジタル情報課長	山 下 光 雄
富来支所長	吉 村 満
企画財政課長	村 井 直
税 務 課 長	中 田 龍 一
住 民 課 長	池 端 久 幸
子育て支援課長	東 山 和 憲
健康福祉課長	宮 下 隆
環境安全課長	上 滝 達 哉
商工観光課長	福 田 秀 勝

農林水産課長	大谷清樹
まち整備課長	山内勉
富来病院事務長	笠原雅徳
会計管理者(会計課長)	平野雅巳
学校教育課長	藤井専
生涯学習課長	大島信雄

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	向井徹
議会事務局参事	飯田一也
議会事務局次長	坂上大輔

(議事日程)

日程第1 議席の決定

日程第2 議席の一部変更

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 諸般の報告

日程第6 町長提出 承認第1号ないし第15号及び議案第1号ないし第41号
(提案理由説明)

日程第7 町長提出 承認第14号及び第15号並びに議案第30号(質疑・委員会
付託・討論・採決)

(開会・開議)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から、令和6年第1回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 議席の指定

福田晃悦議長 日程に入り、議席の指定を行います。

本件については去る12月24日執行の志賀町議会議員補欠選挙において当選され

ました小林克嘉君の議席を指定するものであります。

議席については、会議規則第4条第2項の規定により、議長において議席番号1番に指定します。

日程第2 議席の一部変更

福田晃悦議長 次に、議席の一部変更を行います。

本件については、先ほどの議席の指定に関連し、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更するものであります。

その変更となる議席は、ただいまご着席のとおり指定します。

日程第3 会議録署名議員の指名

福田晃悦議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、12番 林一夫君、1番 小林克嘉君を指名します。

日程第4 会期の決定

福田晃悦議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月26日までの15日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月26日までの15日間と決定しました。

日程第5 諸般の報告

福田晃悦議長 次に、諸般の報告を行います。

このたびの能登半島地震による本町の被災に対し県内外の市町村の議会より多くの義援金をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

まず県外の議会からは「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している静岡県御前崎市議会のほか、青森県東通村議会・宮城県女川町議会・福島県南相馬

市議会・福島県大熊町議会・佐賀県玄海町議会及び「道の駅姉妹駅の締結」をしている和歌山県九度山町議会のほか、北海道浦幌町議会・宮城県南三陸町議会・宮城県利府町議会・栃木県高根沢町議会・千葉県芝山町議会・神奈川県開成町議会・愛知県半田市議会、並びに県内では加賀市議会・小松市議会・能美市議会・川北町議会・白山市議会・野々市市議会・金沢市議会以上、県内外21の市町村議会からいただきました義援金についてありがたく頂戴しましたことをご報告させていただきます。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第 6 町長提出 承認第 1 号ないし第15号及び議案第 1 号ないし第41号議案第 1 号ないし第41号（提案理由説明）

福田晃悦議長 次に、本日町長から提出のありました、承認第 1 号ないし第15号及び議案第 1 号ないし第41号を一括して議題とします。

以上の各件に対する提案理由の説明を求めます。

稲岡町長。

稲岡健太郎町長 議長。

令和 6 年第 1 回志賀町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、昨年末に就任した私が、町長として臨む最初の議会であり、公約に掲げた政策の展望や、これからのまちづくりの方針を皆さんにお示ししようと思っておりましたが、そうした思いは、残念ながら新年早々の大地震によって、文字通り瓦解してしまいました。

発災後、すぐに役場庁舎に向かいましたが、その道すがら、車窓から見るよく見慣れたはずの景色は、どこか現実味がなく、受け入れ難いものでした。

倒壊した家屋、大きく傾いた電柱と垂れ下がった電線、縦横に亀裂が入り段差だらけのアスファルト舗装、陥没や崩落した道路、浮き上がったマンホールなど、自宅から役場庁舎までの道中、まともに走行できる道はほとんどなく、迂回路を探し、タイヤのパンクに注意しながら、何とか役場庁舎まで辿り着きました。

到着後、すぐに情報収集にあたり、人的被害の報告や各地の避難所の状況把握、インフラの被災状況確認、関係機関への協力依頼や支援要請、物資の要望や人員の派遣要請など、参集した職員一同で必死に災害対応をする中で、マンパワーが圧倒的に足りない、という現実直面し、途方に暮れました。

発災当初、国からのプッシュ型支援として、物資に関してはかなりの量が送られてきましたが、備蓄する場所や搬入方法、管理や各避難所への配送など、次々に入ってくる物資を捌く人員が全く足らず、ひたすら職員総出の人海戦術で物流管理を行っていました。避難所の運営も同様で、発災当初より町内全域で断水が生じ、場所によっては停電も起きていて、給水車や仮設トイレ、発電機の手配など、人手が何より必要でした。

そのような中、早くから自衛隊の方々が災害派遣として来ていただき、現場は大変助かりました。また、災害マネジメント業務を支援するため愛知県の方々が派遣され、対口支援として、愛知県に加え、鳥取県、神奈川県、佐賀県、横浜市、岡山市の各自治体職員の方々、その他にも全国各地の自治体職員の方々に支援に来ていただきました。さらに民間事業者の方々やNPO法人の方々など、多くの方々の支援をいただくことで、避難所の運営や物資の物流、インフラの復旧が進むようになりました。

発災以来、時事刻々と変化する災害フェーズに対して、常に会議、打合せに追われ、迅速な判断・決裁が常に求められました。無我夢中で災害対応している中で、情報提供の遅れや避難所の運営方針などについて、さまざまなご意見もいただいております。

行政の対応として、ご期待に沿えない点や至らぬ点多々あると思いますが、非常時でもありますし、職員の多くも被災者でもありますので、どうかお許しいただきたいと思っています。

さて、発災から約2か月半が経過し、ようやく被害の全容が判ってきました。そこで見えてきたものは、町全体の地震に対する脆弱性であります。

耐震化されていない家屋、経年摩耗の激しい道路網、耐震性の低い上下水道の設備や管路網などのハード面や、避難計画や業務継続計画など災害時における対応策、自主防災組織や住民の防災意識の醸成などソフト面も含めて、強化すべきモノやコトが数多くあります。

これから町を再生していくための指針として掲げたいことは、こういったハード・ソフト両面での強靱化であります。

地震列島である日本に住む以上は、繰り返し発生する地震からは避けて生きられない、という事実を認め、災害に対する備えをこれまで以上に強化し、考えうるあらゆる災害を想定したまちづくりを目指していきたい、そう決意することをお誓い申し上げ、本定例会に提案する議案などについてご説明いたします。

まずは、令和6年能登半島地震に関する被害状況や対応状況等についてであります。

令和6年1月1日16時10分、能登地方を震源とするマグニチュード7.6、震度7を観測する地震により、北陸地方の広い範囲にわたって被害が発生し、県内でも各地で大きな被害に見舞われ、特に本町を含む能登の6市町で甚大な被害になりました。そして、この地震以降、現在に至るまで、1,700回を超える余震が断続的に発生しており、まだまだ予断を許さない状況が続いております。

今回の地震により、亡くなられた方々のご冥福を衷心よりお祈り申し上げるとともに、被災された全ての皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

この大地震により、本町においては、多くの町民の皆様が被災され、町内各地において、家屋の倒壊や道路・橋梁の損壊、護岸崩落やがけ崩れ、上下水道の設備・管路の破損など、甚大な被害が発生しました。

町では、地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、被害状況の把握に努めるとともに、被災者の避難場所の確保及び避難所の開設、物資の配送など、まずは、町民の皆様の生活を最優先に全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、地震発生が元日ということもあり、多くの企業が休みであったことや地震の影響で道路が損壊し交通網が麻痺していたこと、また参集できる職員が少なかったこともあり、当初は、物資の不足や物流の混乱、配送の遅延、加えて避難所運営の人員不足が生じることとなりました。

地震直後は、大津波警報が発令されたこともあり、町内各地の避難所や公共施設、地区集会場などに約6,000人を超える方々が避難されておりましたが、余震が続く中、不自由で不安な日々を過ごされたのではないかと思います。そのような状況にあって、避難や避難所の運営に際しましては、各区長をはじめ

地域の皆様に、全面的にご協力をいただいたことに、心から感謝を申し上げます。このことについては、共助としての地域コミュニティの力が有事の際に有効であり、その必要性について、改めて認識したところであります。

地震発生から2か月半を迎える中で、道路や水道などインフラの復旧に伴い、自宅に戻られる方もおられますが、いまだに3月11日現在で、指定避難所7か所、自主避難所4か所及び福祉避難所2か所に、計385名の方が避難所生活をされています。

そのほか、生活や子どものために志賀町を離れざるを得ない方などもおり、多くの町民の皆様が震災前の生活環境を取り戻すまでには至っていない現状であります。

町としては、被災された全ての町民の皆様が一日も早く生活再建できるよう、国や県、関係団体等の支援をいただきながら、全力で取り組んでまいります。

それでは、この地震における主な被害状況、町の取り組み状況などについてご説明したいと思います。

まず、この地震による人的被害は、本日現在、死亡2人、重傷者7人、軽傷者96人の計105人です。

家屋の被害状況は、罹災証明書発行にかかる被害状況調査では、3月9日現在で、調査済みの住家5,169棟のうち、全壊439棟、大規模半壊389棟、中規模半壊372棟、半壊1,015棟、準半壊1,178棟、一部損壊が1,754棟となっており、今後の調査の進展によって、さらにその件数は増加すると思われます。

罹災証明書の発行に関しては、現在、全国各地から多くの自治体職員の方々に応援いただき、作業を進めておりますが、被害が町全域に及んでおり、申請件数及び調査棟数とも数が多く、現地調査や証明書の発行作業に時間を要しております。被災された皆様に、一日も早くお手元に届くよう、鋭意努力しておりますので今しばらくお待ち願います。

罹災証明書は、義援金や見舞金の給付、住宅の応急修理や仮設住宅の入居、公費解体や生活再建支援金といった災害支援制度をはじめ、税の減免や各種融資の申請、共済金の支払請求等に必要となる場合があります。住家等が被災し、罹災証明書を必要とされる方は、お早めに申請をお願いいたします。

次に、道路、河川の被害状況についてであります。調査については国土交

通省の緊急災害対策派遣隊「TEC-FORCE（テックフォース）」にご支援をいただき、町内全域の町道、河川の状況把握に努めていただきました。その結果、道路は247か所、河川は42河川71か所で被害があったとの報告を受けており、復旧には、概算で道路が約50億円、河川が約10億円を要すると試算されております。

その中でも、林地崩落により河川が塞がれた準用河川広地川と大規模な損壊が発生した町道鹿頭酒見線及び旧広域農道の町道荒屋輪島線の2つの町道については、被害が甚大で早急に対応が必要であったことから、国土交通省に依頼し、町に代わって応急仮復旧工事を実施していただきました。なお、準用河川広地川の応急復旧工事と町道荒屋輪島線の道路啓開工事については、議会議決が必要な契約であるため、専決処分し、今定例会にて承認をお願いするものであります。

その他の町道、準用河川については、道路パトロールや地域からの情報をもとに順次、応急修繕を進めておりますので、交通などに支障をきたしている箇所がある場合は、町民の皆様からも情報の提供をお願いいたします。

次に上下水道の被害状況についてであります。この地震によって、町内の多くの浄水施設や配水地、水道管が破損し、町全域が断水となりました。町では、直ちに日本水道協会や他の自治体に応援を依頼し、給水箇所を各所に設置するなど、応急対応に努めてきました。

当初は、町内全域の水道施設、水道管に損傷が生じていたため、断水の解消には、長期間を要することが予測されていましたが、日本水道協会を通じて、横浜市をはじめ、全国の多くの自治体から復旧の支援をしていただいた結果、当初の予測よりも早く、3月2日に全地区において水道が復旧し、断水が解消いたしました。

公共下水道や農業集落排水、コミュニティプラントといった下水道管路についても、応援自治体や関係機関の協力のもと、順次管路調査及び応急復旧を進めております。

また浄化槽については、町管理の浄化槽は簡易調査の結果、全体の37パーセントが不良となっており、今後、復旧に向けて設計、工事を進めていきます。なお、個人で設置した浄化槽の調査や復旧については、専用のコールセンター

が設けられておりますので、こちらに被害状況をご相談いただきたいと思います。

町では今回の地震により、道路状況や建物の崩壊で水道メーターの検針ができなかったことや断水で水道が使用できなかったことを踏まえ、全ての方を対象に上下水道料金を12月使用分から2月使用分の3か月分を全額免除としました。また、水道の復旧が3月以降となった東増穂地区の一部及び西浦地区については、さらに1か月分延長して免除することとしております。

次に農林水産関係の被害状況についてであります。現地調査の結果、農地・農業用施設で292か所・被害額は約8億8,000万円、林道で45か所・約2億6,000万円、漁港・漁港海岸施設で10施設・約56億8,000万円となっております。

現在、ほ場について、各区長や各土地改良管理区に詳細な被害調査を依頼中であり、この結果を踏まえ、今年の営農活動に支障をきたさないよう、順次、農業用施設の応急復旧を行ってまいります。

次に、主な施設の被害状況についてであります。いこいの村能登半島は、建物自体に大きな損傷は無いものの、機械・給排水設備に損傷があり、仮復旧を実施し、宿泊業務を再開しております。

シーサイドヴィラ渤海についても、建物自体には大きな損傷は無いものの給排水設備の損傷が大きく、入浴利用などを制限して、宿泊業務を再開しております。

また、アクアパークシオンについても、震災当初、機械・給排水設備に大きな損傷が生じていましたが、井戸水が利用可能であったことから、早期に応急復旧を行い、入浴支援を行っていただきました。入浴を待ちわびた被災者への温かいご支援に、この場をお借りして御礼申し上げます。

次に町内企業の被災状況についてであります。能登中核工業団地及び堀松工場団地をはじめ、町内企業の多くが被災し、稼働を中止せざるを得ない状況が続いていました。その後、応急復旧により、事業を再開している企業も多くありますが、中には損傷が大きく、大規模な修繕が必要で、営業再開に時間を要するところも存在します。

これらの企業は、本町のみならず、能登全体の多くの人々の雇用の場でもあり、地域住民の震災からの生活再建はもちろん、若い世代の定住促進のために

も欠くことができないものであります。もし、移転や廃業となると、多くの雇用が失われ、人口流失に歯止めが効かなくなり、地域にとって大打撃を受けることになりかねません。企業の再建には、なりわい再建支援補助金や小規模事業者持続化補助金など、国や県の補助事業を活用していくことになりますが、町としては、県や商工会との連携を密にし、迅速でスムーズな申請を支援したいと考えております。

次に富来病院の被災状況についてであります。建物、給排水設備が大きく損壊しました。特に2階の入院病棟、3階手術室の被害が著しく、またスプリンクラーの誤作動で病院全体が水浸しになるなど、入院機能が喪失したため、入院患者、介護入所者の全員を他の医療施設に転院させております。

また地震発生当初は、救急外来のみ開設しておりましたが、応急修繕が進むにつれ、徐々に診療科を再開し、現在、外来診療は通常どおり行っております。しかしながら、入院機能、手術機能はまだ復旧しておらず、応急復旧工事を早期に実施し、5月頃までには、患者の受け入れ体制を整えたいと考えております。その後、病院建物の復旧工事、医療機器等の更新を行い、病院機能全体の回復に努めていきます。

次に、学校施設の被災状況についてありますが、志賀小学校及び志賀中学校については大きな被害は見受けられず、水道の復旧を確認した後、1月22日に再開いたしました。しかし、富来小学校及び富来中学校は被害が大きく、町では、学校再開に向け、上水道の復旧を急ぐとともに、建築構造診断士による学校施設の構造診断を行いました。

その結果、富来小学校については特に被害が甚大で、施設の使用は危険であるとされ、富来中学校については体育館が一部使用できないとされました。この結果を踏まえ、富来小学校については富来中学校の空き教室を利用して、再開することを決定し、その後、引越し作業を終え、1月25日に富来小学校及び富来中学校の両校を再開いたしました。

先月下旬には、文部科学省が富来小学校及び富来中学校の学校施設の構造診断を実施しましたが、結果はまだ示されておられません。

町では、当面の間、富来小学校及び富来中学校については現状どおりの学校運営を継続するとともに、国の調査結果を踏まえて、本格的な復旧に着手した

いと考えております。

次に、保育・子ども施設の被災状況についてであります。高浜保育園、及び志賀放課後児童クラブについては、応急復旧を終え、1月22日から通常どおり再開することができました。とぎ保育園は、施設全体が大きく損傷しましたが、応急復旧を終え、1月25日から再開しております。とぎ放課後児童クラブについては、富来小学校と同一建物内にあったため、同じ場所での開所は不可能と判断し、富来中学校内の一室を使用して、1月25日から再開しております。

なお、この地震における被災者支援策として、保育園は1月、2月分の保育料を全額免除、放課後児童クラブは1月、2月分の保育料とおやつ代を全額免除しております。

次に、志賀原子力発電所の被災状況についてであります。

志賀原子力発電所については、今回の地震によって変圧器の油漏れ等が確認されましたが、発電所の安全確保に影響のある問題は生じていないとの報告を受けております。町としては、今後27日に開催が予定されている石川県原子力環境安全管理協議会における、北陸電力からの説明により、改めて対応状況をしっかりと確認していきたいと考えております。

また、今回の地震によって、避難ルートの多くが通行止めになるなど、避難計画の課題が指摘されているところでありますが、国において検討が進められている中で、現段階では、今回の地震で生じた影響などを十分に検証していく必要があると考えております。引き続き、国、県の動向を注視しつつ、必要な対応を行い、町民の安全、安心につながるよう取り組んでいきたいと考えております。

そして、現在、原子力規制委員会の新規制基準への適合審査に関する審査会合において、敷地周辺断層の活動性等に関する審査が行われておりますが、規制委員会には、今回の地震による影響もしっかりと検証するとともに、科学的知見に基づいた厳格な審査を行い、地元住民はもとより国民の理解と納得が得られるよう、しっかりと説明責任を果たすことを強く要望していきます。

次に、今回の地震による被害に関し、町民の皆様に関係する主な支援策について、ご説明したいと思います。

まず、住宅支援についてであります。

住家が被災した世帯に対しては、建設型応急仮設住宅や賃貸型応急住宅をはじめ、被災の規模に応じた緊急修理、応急修理などの支援策が設けられています。

建設型応急仮設住宅については、住家が被害を受けて自らの資力ですぐに住宅を確保できない方に対し、プレハブ住宅などの仮設住宅を町と相談のうえ県が建設し、居住の安定を図るもので、現時点で、町内5か所で整備を進めていただいております。

第1次募集として、このうちの3か所97戸に対する募集をしたところ、214件の申込がありました。選考委員会を経て、入居決定者にはその旨を通知し、すでに完成済みのとき第1団地のトレーラーハウスについては、3月2日から入居が始まっております。また、広報やホームページなどでもお知らせしたとおり、2月28日から3月13日の期間、第2次募集として残りの2か所97戸に対する募集を始めております。

先程も申し上げましたが、住家の全壊世帯は400世帯以上、大規模半壊や中規模半壊、半壊の世帯も約1,700世帯を超えておりますので、仮設住宅のニーズは、これから増加するものと考えており、今後も応募人数などを確認しながら、仮設住宅の追加整備を要請してまいります。

賃貸型応急住宅については、一時的な住まいとして民間の賃貸物件を2年間無償で利用できるもので、3月10日現在、88件が契約に至っており、すでに居住されております。

緊急修理制度については、被災した住居への雨水の侵入等を防ぐため、屋根や外壁などにブルーシートを張るなどの緊急的な修理に対し、1世帯当たり5万円を限度に補助するものであり、3月10日現在までに1,579件の申請がありました。この支援制度の申請は今月末が期限となりますので、申請されていない方はお早めにお問い合わせいたします。

応急修理制度については、元の住家に引き続き住むことを目的に、屋根や床、壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理工事に対し支援をするものです。半壊以上の被害を受けた住家については1世帯あたり70万6,000円を限度に、また準半壊については、同じく34万3,000円を限度に補助するものであります。申請期限は12月31日ではありますが、3月

10日現在、97件の申請を受け付けております。住家の被害状況も徐々に明らかになっておりますので、対象となる方は早めの申請をお願いいたします。

次に被災者生活再建支援制度についてであります。被災者の生活の再建を支援し、住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、住家が半壊以上の被害を受けた方に対し、被害の程度に応じ、基礎支援金と加算支援金を合わせて最大300万円を支給するものであります。

国の制度では、半壊の方は対象となりませんが、本県では、県と市町が協力して独自の支援枠を設け、半壊の方も対象としております。

3月11日現在の申請状況であります。全壊187件、大規模半壊115件、中規模半壊3件、半壊14件の合計319件となっております。

今後も罹災証明書の発行が進むにつれ、申請される方の増加が見込まれますが、国制度の基礎支援金の申請締め切りは、令和7年1月末までです。対象者となる方は早めの申請をお願いいたします。

次に被災した家屋等の公費による解体・撤去についてであります。

これについては、半壊以上の家屋等について、町が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体制度と、発災後、既に所有者等が解体・撤去を行った場合、その費用を町から償還する自費償還制度があります。いずれも、町内の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止や被災地の迅速な復旧・復興を図るための措置として行うものであり、現在、申請受付などの準備を行っているところであります。

既に申請書類を本庁舎と支所のワンストップ窓口で配布しており、受付については、全壊と大規模半壊の住家については3月16日から、それ以外の家屋等については、3月23日から開始する予定としております。

自費償還制度については、4月2日から受付を開始する予定ですが、詳細については、広報やホームページ等で周知を図っているところであります。

いずれの受付についても、役場本庁舎と富来支所に専用ブースを設けますが、窓口の混乱や長時間の待ち時間を避けるため、事前予約制としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に災害ごみの受入れについてであります。

災害ごみについては、1月17日から富来野球場で、1月29日から旧志賀中学

校グラウンドの2か所で仮置き場を設置し、随時受入れを行っているところがあります。

3月10日時点の受入状況については、全体で車両が2万8,814台、ゴミ重量の推計が5,045トンであり、今後、被災家屋の片付けが進むにつれて、さらに増加することが見込まれますので、現在のところ、仮置場の閉鎖時期については未定とし、当面の間、継続していきます。

なお、災害ゴミの搬入の際には、仮置き場の円滑な運用を図るためにも、持ち込まれる前に、ごみの種別ごとにしっかりと分別いただきますようご協力をお願いいたします。

次に災害ボランティアについてであります。

被災した家屋の片付けや災害ゴミの仮置き場への搬入など、被災者の生活再建を支援する災害ボランティアについては、1月26日より志賀町文化ホール内に志賀町災害ボランティアセンターを設置して、受け入れを開始しております。3月10日時点で延べ3,760人のボランティアの方々に、町内各地で活動いただいております。

家の片付けや災害ごみの搬出などで人手が足りず、ボランティアを依頼したい方は、ボランティアセンターまでお問い合わせいただきますようお願いいたします。

次に、自衛隊による入浴支援についてであります。

発災後、早急に県知事へ自衛隊の派遣をお願いし、特に富来地域においては、被害も甚大で、断水状態が長期にわたることが予想されたため、1月8日から富来B&G海洋センター前の駐車場で、1月10日には、熊野交流センターの2か所で開設していただいております。

3月11日現在までの利用状況は、2か所合わせて3万941人、1日平均約500人の方々にご利用いただいております、大変好評と聞いております。

現在は、町内全域で断水が解消したことにより、利用者も減少傾向にありますが、この支援については、被災した町内の公営入浴施設が復旧するまで当分の間、継続していただけるようお願いしているところであります。

以上、震災からの復旧に際し、主な支援策を述べてきましたが、全面的な復旧・復興には、長期間を要することが予想されます。

町としては、町民の皆様が一日も早く生活を再建し、普通の日常を取り戻すべく支援していくことはもちろんのこと、今後の復興に向けて、各種施策を重点的に推進していく体制を構築する必要があると考えており、このことを踏まえ、来年度から新たに「（仮称）震災復旧復興創生室」を設置し、復旧・復興に向けた事業計画の策定や各種施策の実施などについて、国や県と連携しながら調整を図り、迅速かつ的確に推進していきます。

それでは、本定例会に提案申し上げ、ご審議いただく案件について、その大要をご説明申し上げます。

案件は、一般会計や各会計の補正予算に係る専決処分の承認が 8 件、条例の制定及び改正に係る専決処分の承認が 5 件、工事請負契約の締結に係る専決処分の承認が 2 件、一般会計や各会計の補正予算をはじめ、条例の制定及び改正、議決の一部変更、指定管理者の指定、令和 6 年度の各会計の当初予算の議案が 41 件の、合わせて 56 件であります。

はじめに、この能登半島地震に係る補正予算について、その概要をご説明いたします。

今回の地震に関し、令和 5 年度の一般会計をはじめ、各事業会計において、地震関連経費を補正しております。また、これらの補正予算は、被災者支援、災害復旧として緊急を要するため、すべて専決処分しており、今定例会において議会に承認をお願いするものであります。

一般会計については、承認第 1 号から承認第 5 号まで計 5 回の、地震関連経費を専決処分し補正しております。

承認第 1 号 専決処分の承認について（令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号））については、当面の間の災害対応に係る財政出動に充てるため、予備費に 3 億円の補正を行いました。

承認第 2 号 専決処分の承認について（令和 5 年度一般会計補正予算（第 8 号））については、災害対策本部経費として、災害対応に従事する職員の超過勤務手当のほか、避難所における避難者の食事や生活必需品の提供に要する経費や、仮設トイレをはじめ避難所運営に係る必要機材の借上費、避難所への物資輸送に要する経費などに計 2 億 7,822 万 6,000 円、被災した町道の応急復旧や商工観光施設など災害復旧費に 2 億 209 万 9,000 円など、合計 5 億 631 万 5,000 円

の補正を行いました。

承認第3号 専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第9号））については、被災した住家の緊急修理費に7,500万円、今回の地震により発生した災害廃棄物の収集運搬や処分経費及び公費解体といった災害廃棄物処理事業に10億3,506万4,000円、農地農業用施設や商工観光施設、がけ地災害防止事業などの災害復旧費に6,908万7,000円など、合計11億8,409万1,000円の補正を行いました。

承認第4号 専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第10号））については、住家が半壊の被害を受けた方を対象とした被災者生活再建支援金事業に5,312万5,000円、罹災証明書の調査発行経費に345万7,000円、災害廃棄物処理事業に10億9,496万1,000円、道路河川や公営住宅など災害復旧費に3,839万3,000円など、合計11億9,390万5,000円の補正を行いました。

承認第5号 専決処分の承認について（令和5年度一般会計補正予算（第11号））については、災害対策本部経費として、職員の超過勤務手当や光熱水費などに計2,619万円、被災した住家の緊急修理費及び応急修理費に1億3,775万円、みなし仮設住宅となる賃貸型応急住宅供与経費に4,787万7,000円、建設型応急住宅供与経費に1,994万8,000円、道路河川や農地農業用施設、林業施設、漁港施設、商工観光施設などの災害復旧費に2億7,529万2,000円など、合計5億1,202万7,000円の補正を行いました。

以上が、一般会計で専決処分した地震関連予算の概要であり、この5回の補正予算の合計は、36億9,633万8,000円となっております。これらの財源としては、それぞれ災害関連の国・県支出金等の特定財源14億7,479万5,000円、町債10億1,250万円を計上するとともに、財政調整基金12億728万3,000円、農産物直売所維持管理基金176万円を取り崩して繰り入れております。

次に、企業会計に係る地震関連経費の専決処分した補正予算の概要であります。

承認第6号 専決処分の承認について（令和5年度志賀町水道事業会計補正予算（第3号））については、収益的支出の災害復旧費として水道管の修繕材料費に1億円、施設管路修繕費に7,050万円など計1億7,600万円を計上し、資本的支出の地震復旧費として仮設配管資材レンタル料に1,300万円の補正を行

いました。

承認第7号 専決処分の承認について（令和5年度志賀町下水道事業会計補正予算（第2号））については、収益的支出の災害復旧費として、緊急・応急修繕委託料及び汚泥運搬処分委託料に2,530万円、修繕工事費に1,100万円など計5,389万円の補正を行いました。

承認第8号 専決処分の承認について（令和5年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第2号））については、収益的支出の災害復旧費として、修繕費及び委託料に3,052万6,000円の補正を行いました。

続きまして、議案第34号から議案第41号までの令和6年度当初予算案について、その概要をご説明いたします。

はじめに、令和6年度の予算編成については、今回の令和6年能登半島地震を受け、新規事業や政策的経費は最小限に留め、経常経費を中心とした骨格予算に、災害復旧費と被災者支援に係る経費を最優先とした編成を行っております。

その結果、一般会計の総額は、対前年度比248億2,000万円増の371億円、特別会計・事業会計を合わせた全会計の総額は、対前年度比265億4,320万6,000円増の504億3,561万1,000円となり、過去最大の予算となりました。

まず、議案第34号 令和6年度志賀町一般会計予算についてであります。

歳入の主なものでありますが、自主財源の根幹をなす町税収入については、対前年度で個人町民税約8,168万円の減、法人町民税約2,882万円の減、大規模償却資産に係る固定資産税約9,047万円の減、地震による滅失家屋分の固定資産税約2,245万円の減など、町税全体で約3億482万円の減収を見込んでおります。

地方特例交付金については、住宅借入金等特別税額控除額見込額及び個人町民税定額減税見込額から、対前年度7,550万円増の8,400万円としております。

地方交付税については、地方財政計画において一般財源総額が前年を上回る額が確保されたことなどから、対前年度3億9,000万円増の37億6,000万円を見込んでおります。

国庫支出金、県支出金については、災害復旧に係る補助金の大幅な増額を見込み、国庫支出金は対前年度約115億2,933万円増の132億9,212万6,000円を、

県支出金は対前年度約21億3,983万円増の29億365万6,000円としております。

繰入金については、財政調整基金繰入金が対前年度 5 億6,000万円増の 5 億7,000万円、その他の基金繰入金を対前年度約 3 億6,650万円減の6,630万4,000円としております。

町債については、新年度の借入額が臨時財政対策債を除き、対前年度108億6,220万円増の114億5,490万円としており、主に災害廃棄物処理事業に90億8,160万円、道路河川災害復旧事業に19億6,530万円を計上しております。

次に、歳出の主な事業についてご説明いたします。

まずは、災害救助に関連した事業についてであります。

震災復旧業務に従事する職員の超過勤務手当や派遣職員の派遣元自治体への負担金、派遣職員の宿舍借上料など、災害対策本部経費として 2 億6,765万円を計上しております。

また、避難者の食糧費や各避難所への物資運搬に係る業務委託料、仮設トイレ等の借上料など、避難所運営経費として 1 億1,551万7,000円を計上しております。

さらに、住宅に関する支援として、被災を受けた住家の屋根や外壁、居室、台所など、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を修繕する住宅応急修理費に 9 億8,040万円を、住家が被災し、居住できなくなった方の一時的な住まいとして、賃貸物件を借上げて提供する賃貸型応急仮設供与経費に 2 億5,620万7,000円を、また、同様にプレハブ住宅などを一時的に供与する建設型応急仮設供与経費に4,897万5,000円を計上しております。

次に、災害復旧に関連した経費についてであります。

今回の地震により生じた災害ゴミの処理費用や公費解体に係る経費など、災害廃棄物処理事業に182億1,604万5,000円を計上しております。

また、被災者生活再建支援法の対象とならない半壊の世帯に対し、住家の再建区分に応じて支援金を支給する志賀町被災者生活再建支援金支給事業に 4 億2,118万8,000円を計上しております。

次に、各施設に係る災害復旧事業費として、本庁舎や地区集会所の災害復旧事業費に1,973万円、農地農業用施設や共同利用施設、林業施設、漁港施設といった農林水産関連の災害復旧事業費に 8 億8,623万5,000円、道路河川の災害

復旧事業費に47億2,250万円を計上しております。

そして、地震からの早期復旧・復興を実現するための復興計画の策定経費として519万7,000円を計上しております。

以上、新年度の一般会計における主な地震復旧経費を申し上げましたが、その他、議案第35号から議案第41号の特別会計及び事業会計においても同様に、上下水道施設の災害復旧事業費や病院の災害復旧事業など、地震復旧経費を計上しております。

いずれの予算も、一日も早い震災からの復旧と被災者の生活再建を図り、復興への第一歩となるものであります。

続いて、その他の案件について、ご説明申し上げます。

承認第9号 専決処分の承認について（志賀町災害派遣手当等に関する条例）については、地方公務員法及び災害対策基本法等に基づき、大地震の復旧復興、武力攻撃事態による国民保護、特定新型インフルエンザ等大規模災害で他自治体から本町に派遣された職員に災害派遣手当等を支給するため、今回の令和6年能登半島地震に際し、新たに条例を制定し、専決処分したものであります。

承認第10号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る災害被害者に対する町税の減免の特例に関する条例）については、地方税法の規定等に基づき、令和6年能登半島地震による被害者に対し、令和5年度に課する当該年度分の町税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期の末日の到来するものの町税の減免措置を行うため、新たに条例を制定し、専決処分したものであります。

承認第11号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）については、厚生労働省事務連絡等に基づき、令和6年能登半島地震による被災者に対し、令和5年度分及び令和6年度分の国民健康保険税であって、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税の減免措置を行うため、新たに条例を制定し、専決処分したものであります。

承認第12号 専決処分の承認について（令和6年能登半島地震に係る被災者に対する介護保険料の減免の特例に関する条例）については、厚生労働省事務

連絡等に基づき、令和6年能登半島地震による被災者に対し、令和5年度分及び令和6年度分の介護保険料であって、令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている介護保険料の減免措置を行うため、新たに条例を制定し、専決処分したものであります。

承認第13号 専決処分の承認について（志賀町手数料条例の一部を改正する条例）については、戸籍法の一部改正により、改正後の戸籍法に係る手数料を徴収する事務及び金額を新たに定めるなど、所要の改正を行い、専決処分したものであります。

承認第14号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」）は、令和6年能登半島地震 国道249号等道路啓開工事その11を行うにあたり、東急建設株式会社 北陸支店 支店長 平川潤一 と2億955万円で工事請負契約を締結し、専決処分したものであります。

承認第15号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」）は、令和6年能登半島地震準用河川広地川応急仮復旧工事を行うにあたり、五洋建設株式会社 北陸支店 支店長 東峰裕之 と5,949万9,000円で工事請負契約を締結し、専決処分したものであります。

議案第1号 令和5年度志賀町一般会計補正予算（第12号）については、歳入では、国の追加交付による普通交付税や特別交付税、各種事業の事業費の確定に伴う地方債を増額する一方で、事業費の確定見込みによる国・県支出金、基金繰入金を減額し、歳出では、国の追加内示に伴う町道融雪設備整備事業や令和6年能登半島地震で被害を受けた個人設置型浄化槽復旧事業費、下水道繰出金、震災復興に向けての公共施設等整備基金の積立てなどを増額及び追加する一方で、各事業の精算見込みによる事業費の減額を主として、所要額を補正するものであります。

議案第2号から議案第4号までは、令和5年度の各特別会計の補正予算であり、いずれも事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第5号 令和5年度志賀町水道事業会計補正予算（第4号）については、令和6年能登半島地震に伴う水道料金の特別減免に係る所要額の補正及び事業の精算見込みに伴う消火栓設置負担金の増額補正を行うものであります。

議案第6号 令和5年度志賀町下水道事業会計補正予算（第3号）については、令和6年能登半島地震に伴う下水道使用料の特別減免に係る所要額の補正及び災害復旧に係る所要額の増額補正を行うものであります。

議案第7号 令和5年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第3号）については、事業の確定及び精算見込みにより、所要額を補正するものであります。

議案第8号 志賀町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、情報通信技術を利用する方法により町の機関に係る申請、届出その他の手続きを行うことができるようにするため、新たに条例を制定するものであります。

議案第9号 志賀町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となったため、全部改正を行うものであります。

議案第10号 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、水道法の一部を改正する法律の施行により、厚生労働大臣所管事務が国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものであります。

議案第11号 志賀町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表2が廃止されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 志賀町監査委員条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第13号 志賀町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、学校眼科医の報酬を新たに規定するとともに、学校眼科医と学校耳鼻咽喉科医の報酬額を他の羽咋郡市町と併せるため、所要の改正を行うものであります。

議案第14号 志賀町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

については、人事院規則の一部改正により、新型コロナウイルス感染症対策に係る作業に従事した職員に支給されていた防疫作業手当の特例が廃止されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第15号 志賀町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法施行令の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 志賀町立学校の学校医、学校歯科医、学校耳鼻咽喉科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例については、学校耳鼻咽喉科医を学校医の中に含めた解釈として題名を見直すため、所要の改正を行うものであります。

議案第17号 志賀町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、当該条例が引用する条項を追加するため、所要の改正を行うものであります。

議案第18号 志賀町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第19号 志賀町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令等の制定に伴い、主務大臣の変更等、所要の改正を行うものであります。

議案第20号 志賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、国が定める放課後児童健全育成事業実施要綱の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

議案第21号 志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税に係る課税限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第22号 志賀町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正及び第9期介護保険事業計画の策定に

に伴い、保険料額及び保険料率の該当期間について、所要の改正を行うものであります。

議案第23号 志賀町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第24号 志賀町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第25号 志賀町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第26号 志賀町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の4つの議案については、介護保険制度見直しによる厚生労働省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第27号 志賀町立診療所手数料条例の一部を改正する条例については、手数料を徴収する文書及び金額について、発行する文書様式が多様化しており、現行の分類で運用することが困難になっていることから、さまざまな診断書及び諸証明に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 志賀町漁港管理条例の一部を改正する条例については、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部改正により、漁港漁場整備法の題名が改正されるため、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 志賀町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部改正により、当該条例が引用する条項にずれが生じるため、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 「工事請負契約の締結について」の議決の一部変更については、令和5年第4回定例会で議決の一部を変更した「（仮称）アーバンスポーツ（多目的広場）施設整備工事」に係る請負契約の変更を行うものであります。

変更理由につきましては、令和6年能登半島地震により、町民の生活再建等に向けた災害復旧を優先するため、今回の工事を中止とするもので、契約金額2億3,195万400円を1億717万800円減額し、1億2,477万9,600円に変更するものであります。

議案第31号 シーサイドヴィラ渤海及びふるさと文化センターの指定管理者

の指定については、令和6年3月31日で指定期間が完了することから、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として指定するものであります。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

議案第32号 志賀の郷ファミリーパークの指定管理者の指定については、令和6年3月31日で指定期間が完了することから、引き続き、株式会社いこいの村能登半島を指定管理者として指定するものであります。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

議案第33号 大島キャンプ場の指定管理者の指定については、令和6年3月31日で指定期間が完了することから、引き続き、大島観光開発株式会社を指定管理者として指定するものであります。指定の期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までであります。

議案第34号から議案第41号までは、一般会計ほか7会計の令和6年度の当初予算についてであります。

予算の概要については、さきほど説明をさせていただきましたが、細部につきましては、別途、予算審議の場においてご説明申し上げます。

以上、提出案件の概要説明とさせていただきますが、詳細については、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本町にとって、これまでにない未曾有の大災害となったこの地震直後から、国や石川県をはじめ、全国の自治体から多くの職員の派遣をいただき、町職員だけでは対応しきれないところを助けていただき、町職員の負担軽減にもつなげていただきました。そして、ボランティアの皆様、関係団体の皆様など、本当に多くの皆様から多大なご支援、ご尽力をいただいておりますことに、改めて深く感謝を申し上げます。

また、この度の地震に際し、全国の皆様から、心温まる多くの支援物資や義援金などのご支援をいただいております。

このうち、町に対する義援金などの総額は、3月10日現在で、1,043件3億1,088万3,119円にもなっております。この義援金の配分については、被災者支援制度の枠組みから除かれることの多い、準半壊、一部損壊の世帯にも配分し

ていきたいと考えており、今後、町配分委員会で協議のうえ、決定次第、詳細をお知らせいたします。

そして、議会の皆様方におかれましては、自ら被災されているにもかかわらず、地震発生当初から、それぞれのお立場で、被災者のため、地域のために、日夜、精力的に活動されていることに対しまして、心から感謝申し上げますとともに、これからの志賀町の復旧・復興に向けて、今後も、ご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由説明を終わります。

福田晃悦議長 説明を終わります。

日程第7 町長提出 承認第14号及び第15号ならびに議案第30号（質疑・委員会付託・討論・採決）

福田晃悦議長 ただ今、町長から提出されました議案のうち、承認第14号及び第15号ならびに議案第30号を一括して議題とします。

（ 質 疑 ）

福田晃悦議長 これより、各件に対する質疑を許します。

（質疑なし）

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 委 員 会 付 託 省 略 ）

福田晃悦議長 お諮りします。

各件につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

（ 討 論 ）

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102条により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 承認第14号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」）及び承認第15号 専決処分の承認について（「工事請負契約の締結について」）を一括して採決します。

お諮りします。

以上の両件は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、両件は原案のとおり承認されました。

続いて、町長提出 議案第30号 「工事請負契約の締結についての議決の一部変更について（(仮称)アーバンスポーツ（多目的広場）施設整備工事）」について、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(休 会)

福田晃悦議長 次に、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明3月13日から18日までの6日間は、休会としたいと思い

ます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、明 3 月 13 日から 18 日までの 6 日間は、休会することに決しました。

次回は、3 月 19 日午後 1 時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前 11 時 12 分 散会)

議 長 報 告

1 議長報告第1号

入札結果調書について

(令和5年12月15日 1件)

(令和5年12月21日 1件)

(令和6年1月11日 2件)

(令和6年1月18日 1件)

2 議長報告第2号

例月出納検査の結果について

(令和5年12月25日実施)

(令和6年2月26日実施)

3 議長報告第3号

令和6年能登半島地震に対しての支援金（議会関係）